

## 私道への公共下水道布設取扱要綱

(昭和56年1月26日告示第2号)

### (目的)

第1条 この要綱は、私道に対し公共下水道の污水管（以下「下水管」という。）を布設することにより水洗便所の普及促進を図ることを目的とする。

### (布設の要件)

第2条 この要綱により下水管を布設することができる私道は、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第1項第8号に規定する処理区域内における私道で、次に掲げる要件を備えているものとする。

(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による位置の指定を受けた私道、同法第42条第2項に該当する私道又は同法第43条第1項但し書きに該当する私道であること。

(2) 私道の一端が公共下水道の布設されている公道又は公共下水道の布設されている他の私道に接続していること。

(3) 下水道の布設に際し、地下埋設物等に支障をきたさない私道であること。

(4) 私道の所有者、それに面する土地及び家屋の所有者並びに居住者等の関係者全員が当該私道に下水管を布設することを承諾していること。

(5) 前号に掲げる者が下水道事業受益者負担金を滞納していないこと。

(6) 下水管の布設後直ちに水洗化工事が実施できること。

2 市長は、公益上必要があると認めた場合は、前項第1号の規定にかかわらず下水管を布設することができる。

### (申請)

第3条 私道に下水管の布設を希望する者（以下「申請者」という。）は、代表者を定め、公共下水道污水管布設申請書（様式第1号）に次の各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 公共下水道污水管布設承諾書（様式第2号）

(2) 私道平面図及び土地所有者区画図（様式第3号）

（採否の決定）

第4条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、その採否を決定し、公共下水道污水管布設採否決定通知書（様式第4号）より申請代表者に通知するものとする。

（布設の執行）

第5条 私道に対する下水管の布設は、毎年度予算の範囲内において行うものとする。

（維持管理）

第6条 この要綱により布設された下水管の維持管理は、市が行う。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

公共下水道污水管布設申請書

令和 年 月 日

桶川市長 小野 克典

申請者 住所

(代表者) 氏名

印

(電話番号

)

排水設備及び便所の水洗化工事を行いたいので、下記の私道内に公共下水道の污水管を布設して下さるよう申請します。

なお、公共下水道の污水管布設後、直ちに排水設備及び便所の水洗化工事を行います。

記

私道の位置

桶川市

番地

起案 . .	決 裁 欄	上記申請に基づき調査の結果				
決裁 . .		次のとおり決定してよいでしょうか				
施行 . .		課長				合議
決定区分	採 . 否					
備考						

公共下水道污水管布設希望者

番 号	氏 名	住 所	印
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			

注)公共下水道污水管布設に際し、地下埋設物等が支障となる場合は、この移設に要する費用は個人負担となります。

公共下水道污水管布設承諾書

令和 年 月 日

桶川市長 小野 克典

私が所有する下記の土地に公共下水道を布設することについて、  
下記の事項を確約し、私道の使用を承諾します。

記

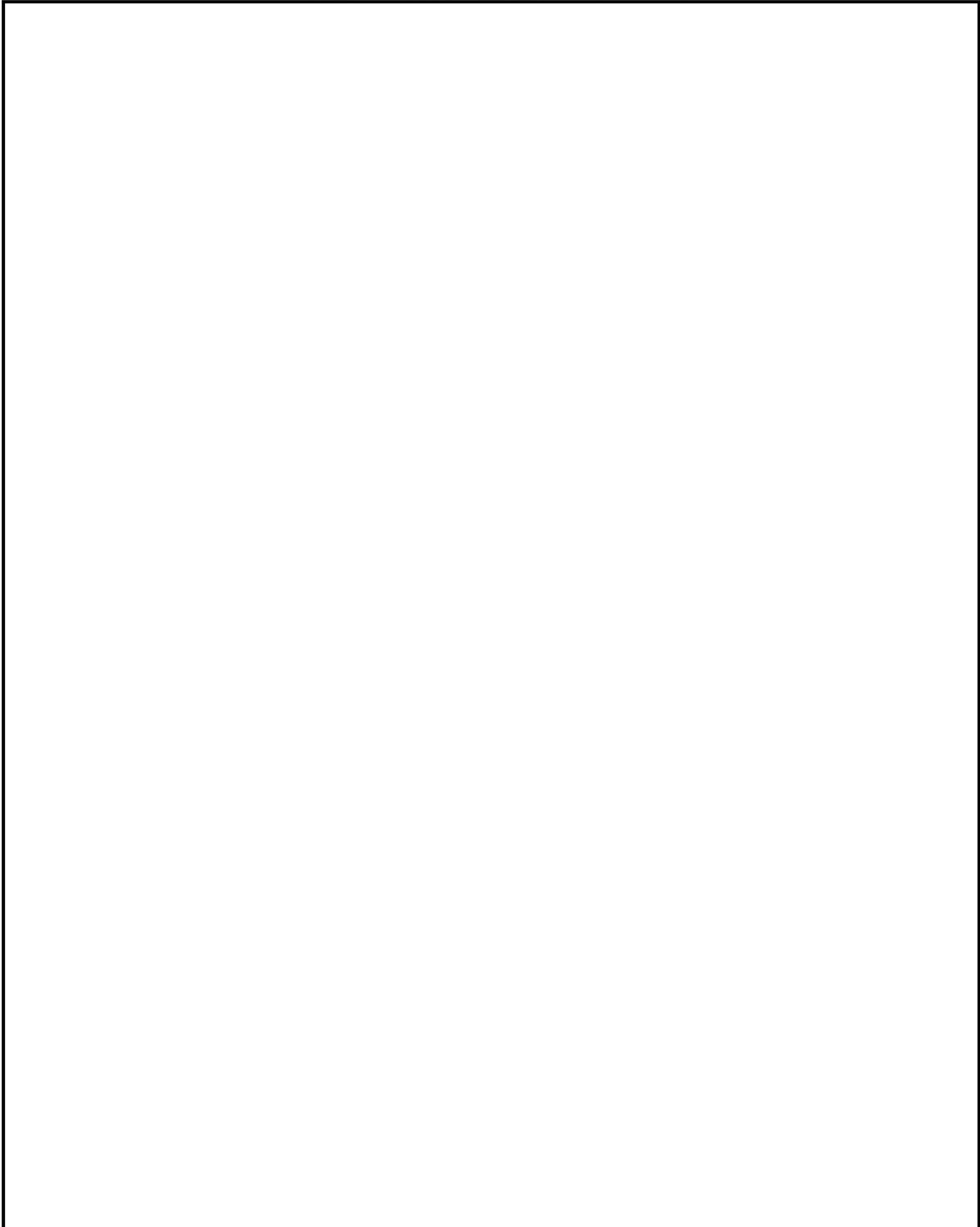
- 1 当該所有地は、現在及び将来とも私権を行使することなく  
私道として現況を変更しません。
- 2 新たに当該公共下水道に接続するため、工事等の申し出が  
あったときは、これを拒否しません。
- 3 所有権等を他の者に譲渡しようとするときは、この承諾内容  
を承継させ、公共下水道利用者に対し迷惑がかからぬよう  
にします。

土地の所在	地積	所有者の住所	氏名	印	図面対象番号



様式第3号

私道平面図及び土地所有者区画図



- (注)
1. 様式第2号の図対象番号を本図面の中に記入し、各申請者の氏名を記入のこと。
  2. 公道と私道の区分を明らかにすること。